

【特集】河川開発と地域社会：1920－50年代の河川開発と山間村落：兵庫県宍粟郡の事例から

HASEGAWA, Tatsuro / 長谷川, 達朗

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

747

(開始ページ / Start Page)

44

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

2021-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00024190>

1920－50年代の河川開発と山間村落

——兵庫県宍粟郡の事例から

長谷川 達朗

はじめに

- 1 戦前期の河川開発と水利
- 2 恐慌期から戦時期の河川開発
- 3 戦後の山間村落と水利

おわりに

はじめに

本稿の課題は、1920-50年代に河川開発がいかに展開し、それによって山間村落における水利秩序がどのように変化したのか明らかにすることである。その際、揖保川における電源開発と、兵庫県宍粟郡しろうぐんかんべむらうるか神戸村閩賀部落の部落運営について具体的に検討していく。

農山村における開発は、耕地整理事業などが先行的にみられたものの、本格化したのは、恐慌により農山村への資金散布の必要性が生じた1930年代の時局匡救事業においてであった⁽¹⁾。さらに総力戦体制期には、あらゆる物質の「資源化」を伴いながら、農山村も含んだ国土レベルでの開発が進展した⁽²⁾。こうした国土開発は、戦後との連続性を持つものとして把握されている⁽³⁾。農山村における開発の一つとして、河川における電源開発があげられる。電源開発は、電力・電灯需要の増加に応じて、主に民間企業によって進められた後、順次国家の直接統制下に配置されるという歴史過程を辿った⁽⁴⁾。

このように、一見して順調に進んだかにみえる河川における電源開発は、その裏で様々な相克を

(1) 時局匡救事業については、小島庸平による整理が詳しい。小島庸平(2011)「大恐慌期における救農土木事業の意義と限界——長野県下伊那郡座光寺村を事例として」『歴史と経済』第212号。

(2) 総力戦体制への対応として、様々な物資が資源開発の対象となっていくた(=「資源化」)ことを明らかにしたものとして、野田公夫編(2013)『農林資源開発史論Ⅰ 農林資源開発の世紀——「資源化」と総力戦体制の比較史』京都大学学術出版会。

(3) 御厨貴(1996)『政策の総合と権力——日本政治の戦前と戦後』東京大学出版会、水内俊雄(1999)「総力戦・計画化・国土空間の編成」『現代思想』第27巻、第13号、沼尻晃伸(2002)『工場立地と都市計画——日本都市形成の特質1905-1954』東京大学出版会。

(4) 戦前戦後の電源開発の歴史過程については、橋川武郎(2004)『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。

生じさせていた。岡田知弘は、戦前から戦後の電源開発が、電力を受容する都市部と、発電所が立地する農村部双方に異なる利害を発生させ、時に両者が対立関係にあったことを明らかにしている⁽⁵⁾。しかし、その影響を受けた地域社会についての言及は少なく、都市開発に応じて進展した電源開発が、農山村にどのような影響を及ぼしたのかについては検討の余地がある。

電源開発が農山村に及ぼした影響については、農林業などの第一次産業と水利権の関係について研究が展開してきた。法社会学者らによる研究では、近代法下において農業水利権などの慣習に基づく権利が侵害されることが問題視されたため、開発によって水利権が侵害、もしくは不安定化された点が強調された⁽⁶⁾。これに対して近年、開発主体である企業による補償や⁽⁷⁾、河川開発の許認可権を有する県知事による利害調整の役割を高く評価し⁽⁸⁾、電源開発が公平性を保持していた点を強調する研究が現れている。以上のように、電源開発の性格について、先行研究では一致した見解が見出されていないため、本稿で再検討してみたい。ただし、これらの研究では、権利や利害調整の問題に焦点が当てられる反面、電源開発によって地域の水利秩序がどのように変容したのかという問題が後景に退く傾向がある。

水利秩序の変化を明らかにするためには、部落運営についてみる必要がある。何故なら、近代以降の農業水利は、多くの場合近世村落の伝統を引き継ぐ部落が中心となって管理されてきたと考えられてきたためである⁽⁹⁾。しかし、電源開発による水利秩序変容の影響を部落レベルで明らかにした研究は、管見の限り存在しない。そこで本稿では、河川における電源開発を契機とする水利秩序の変化が、部落運営にどのような影響を与えたのかを明らかにする。

以上の課題を解明するにあたり、本稿では兵庫県宍粟郡神戸村閩賀部落を分析対象とする。宍粟郡は、兵庫県西部に位置し、山林被覆率が9割を超す山間地帯である。人口は、1920年以降55,000人台を維持し、1945年に突如70,000人超に急増した後、1955年には64,000人程度まで減少しており、戦時から戦後にかけて増減が激しかった⁽¹⁰⁾。

閩賀部落は近世の閩賀村と比定され、耕地約20町、山林約240町（内共有林は約100町）⁽¹¹⁾の山間村落である。行政村神戸村の北西部、揖保川西岸に位置する。本稿で扱う時期の世帯数は、60

(5) 岡田知弘（1989）『日本資本主義と農村開発』法律文化社。この他に、戦時から戦後における都市と農村の関係を社会運動に着目しながら明らかにしたものとして、森武磨・大門正克編著（1996）『地域における戦時と戦後——庄内地方の農村・都市・社会運動』日本経済評論社。

(6) 渡辺洋三（1954）『農業水利権の研究〔増補版〕』東京大学出版会。同様の問題意識を持つ研究として、農業水利問題研究会編（1961）『農業水利秩序の研究』御茶の水書房、森實（1990）『水の法と社会——治水・利水から保水・親水へ』法政大学出版局など。

(7) 浅野伸一（2015）「木曾川の水力開発をめぐる地域紛争」『地方史研究』第65巻、第6号。

(8) 荻山正浩（2019）「公正な自然資源の開発と戦前日本の工業化——河川の電源開発の事例を中心に」佐藤健太郎・荻山正浩・山口道弘編著『公正から問う近代日本史』吉田書店。

(9) 地理学や農村社会学において、近世村落に範をなす水利秩序が土地所有や農家数の変動などに応じて変容する過程が明らかにされている。永田恵十郎（1971）『日本農業の水利構造』岩波書店、玉城哲・旗手勲・今村奈良臣編著（1984）『水利の社会構造』東京大学出版会、秋津元輝（1986）「村落における合意形成の基準——農業水利と村落との関連の側面から」『ソシオロジ』第31巻、第2号など。

(10) 各年度の『国勢調査報告書』による。

(11) 時期により耕地面積は多少変動するが、現在の面積と協議費徴集の記録から概数を示した。一宮町閩賀自治会閩賀のあゆみ編集委員会（2018）『閩賀のあゆみ——《記録と記憶》を未来につなぐ』。

前後を維持している。1947年時点における所得状況を示した表1から、住民の生業は農林業が主で、ほとんどの世帯が兼業農家であったことが読み取れる。

表1 関賀住民の所得（1947年）

種類	金額（円）	割合	人数
農業所得	187,633	46.0%	48
山林所得	5,000	1.2%	3
給与所得	4,617	1.1%	2
営業所得	4,409	1.1%	2
日雇	27,750	6.8%	8
山仕事	28,800	7.1%	6
田貸付	195	0.0%	3
その他	149,730	36.7%	34

出典：「所得申告扣」（関賀区有文書122）より作成。

注1：56人分の現金所得の合計を表しており、1人が複数種類の所得を得ている場合もある。

注2：所得調査は、当該年度しか実施した形跡がみられず、調査目的も不明である。

分析に使用する史料は、宍粟郡関賀自治会が保管する関賀区有文書を中心に、兵庫県公館県政資料館が所蔵する兵庫県営水力発電事業関連資料と、新聞記事などである。

1 戦前期の河川開発と水利

(1) 民間企業による電源開発

日本における電力業の歴史は、1886年に東京電灯会社が設立されたことをもって始まる。当初は、東京、大阪などの都市内電灯需要向けの小規模火力発電所があるに過ぎなかった。こうした状況は、送電技術の進歩に伴い変化する。長距離送電の実現は、山間部での水力発電所建設を加速させ、全国的には1912年に水力が火力を上回った。並行して、工場や電灯による電力需要の増加を背景に電源開発が進展していったのである⁽¹²⁾。こうした中で、兵庫県内でも発電所建設が進められていった。

兵庫県内の水力発電所建設の推移について次頁表2をみると、1910-20年代に多くの水力発電所が建設されていたことがわかる⁽¹³⁾。神崎郡や川辺郡など、比較的都市に近い地域での開発が先行し、出力の小さい村営発電所や奥地山間部での開発は1920年代以降に進展していた。また、1920年代には電力会社の統合が進んでおらず、多くの民間企業が叢生していた。一方で、県や町村による公

(12) 注(4) 前掲橘川。

(13) 橘川武郎によれば、水力と火力の電源構成の在り方には地域差が存在し、関西、中国、九州は全国的趨勢とは異なり、水力が火力を上回ることはなかった。同上書、65-66頁。

表2 戦前の兵庫県における水力発電所

所在地	水系	河川	発電所名	出力 (kw)	運転開始
神崎郡	市川	小田原川	寺前村 (南小田第一)	600 (1,300)	1909.12
神崎郡	市川	市川	市川 (寺前)	1,020	1912.1
川辺郡	淀川	猪名川	猪名川 (阪急第一)	300	1912.6
養父郡	円山川	大屋川	阿瀬	100	1914.1
宍粟郡	揖保川	草木川	草木	690 (850)	1914.5
武庫郡	芦屋川	芦屋川	芦屋第一	110 (89)	1915.1
有馬郡	武庫川	羽束川	羽束川	200	1918.12
神崎郡	市川	小田原川, 太田川	南小田第二	330 (720)	1919.5
氷上郡	加古川	篠山川	越知谷	153	1919.8
城崎郡	—	—	西気	77 (50)	1920.1
美方郡	岸田川	岸田川	岸田川	630	1920.4
氷上郡	—	日ヶ奥川	日ヶ奥	50 (7)	1920.9
養父郡	円山川	大屋川	横行	300	1920.12
宍粟郡	千種川	黒土川	黒土	8	1921.2
氷上郡	加古川	篠山川	上滝 (上久下)	70	1923.1
宍粟郡	揖保川	揖保川	蔦沢	16	1923.3
宍粟郡	揖保川	揖保川	神野	1,000	1923.9
宍粟郡	千種川	千種川	千種	745	1925.9
美方郡	—	和佐父川	和佐父川	50	1926
氷上郡	—	鴨庄川	塚原 (鴨庄)	17	1927
宍粟郡	揖保川	引原川	野尻	1,042	1927.1
宍粟郡	揖保川	引原川	上野	702	1928.1
宍粟郡	揖保川	引原川, 揖保川	安積	5,000	1939.4

出典：注 (15) 前掲関西地方電気事業百年史編纂委員会編より作成。

注1：出力は建設当初の数値、()内は出力が変動した後の数値。

注2：公営発電所は、発電所名を太字にした。

注3：兵庫県営水力電気事業による発電所は、網掛けにした。

営電気事業者が建設した発電所は、氷上郡や宍粟郡といった奥地山間地帯に位置していた⁽¹⁴⁾。

この時期の播磨地域は、「播州一円を通じて町村と称せられる町村の中で電灯設備のないのは」室津のみといった状況で、特に姫路水力電気（以下、姫路水電と表記）⁽¹⁵⁾による供給を受ける地域

(14) 「公営電気は民間にくらべて比較的發展困難な地域で普及した」という指摘と一致する。公営電気復元運動史編集委員会編 (1969) 『公営電気復元運動史』公営電気事業復元県都市協議会, 15頁。公営電気事業については、西野寿章 (2017) 「日本における公営電気事業の系譜と今日的再評価への視点——戦前の県営電気の成立と背景」『経済論叢』第190巻, 第4号, 同 (2020) 『日本地域電化史論——住民が電気を灯した歴史に学ぶ』日本経済評論社。

(15) 姫路水力電気株式会社は、1907年に設立され、当時関西圏における主要な電力会社の一つであった。詳しくは、関西地方電気事業百年史編纂委員会編 (1987) 『関西地方電気事業百年史』96頁。

が多かった⁽¹⁶⁾。当時農村部が多かった播磨地域にも電灯が広範に普及しており、その多くが民間企業によって担われていたのである。

(2) 戦前期の兵庫県営水力電気事業

以上のように、勃興期の電源開発は、民間企業によってリードされ、地方公共団体による電源開発は限られていた⁽¹⁷⁾。ところが、1925年の千種発電所を皮切りに、兵庫県では県営水力発電所の建設が続いていた。ここでは、戦前期の兵庫県営水力電気事業（以下、県営水電と表記）についてみていきたい⁽¹⁸⁾。

『波賀町史』によると、1920年⁽¹⁹⁾に『県営水力電気事業計画概要』が作成されており、そこには「(1) 産業の発達による動力源としての電力を必要とするが、これは公共的性格のものであるため、公的企業とするのが得策である (2) 私人の事業とするには茫大な資金を要する (3) 掘削土砂の処理及び山地崩壊防止の設備、あるいは治水など、私人の事業とするよりも県営とした方が、計画上周到に進められる」と記されていた⁽²⁰⁾。「産業の発達」への対応も謳われているが、この時期の播磨地域はまだ工業化の芽も乏しく、どちらかといえば「公共的性格」が重視されていたと考えられる。この時点で、揖保川上流に第一期と第二期に分けて6基の水力発電所を建設する計画であった⁽²¹⁾。

県営水電では、1922年に1基目の千種発電所建設に着手し、1925年から運転開始している⁽²²⁾。兵庫県は、千種発電所建設中の1923年に、姫路水電との間で全18条からなる電力需給契約を結んでいる。その内容は、千種発電所で発電した電力を、姫路水電に売り渡し、神野発電所へ送電するというものであった。契約内容を具体的にみると、一定の「責任電力使用量ニ達スル迄」は1kwあたり2銭2厘、「責任電力使用量ヲ超ユル量」には1kwあたり7厘で販売する（第8条）⁽²³⁾。姫路水電は兵庫県による「発電所竣工毎ニ其発電電力全部ヲ引受クル」ことが定められており（第4条）、兵庫県側は電力需要にかかわらず、発電した分だけ販売することが可能な契約となってい

(16) 「播州の電灯電力戦（一～四）」『大阪朝日新聞』1917年8月19日、神戸大学経済経営研究所、新聞記事文庫・電気工業（6-147）。

(17) 1935年時点で全国の電気事業者総数が788に対して、民営が665を占めていた。注（14）前掲公営電気復元運動史編集委員会編、14頁。

(18) 戦前に県営電気事業が実施されていたのは、兵庫県の他に高知県（1909）、富山県（1921）、宮城県（1923）、山口県（1924）、青森県（1934）、宮崎県（1938）の6県に過ぎない。（）内は開業年。注（14）前掲西野（2017）。

(19) 管見の限り、県営水電事業がいつ開始されたのか定かではないが、『県営水力電気事業計画概要』が1920年に作成されていることから、この時期から本格的な活動を開始したものと思われる。

(20) 波賀町誌編集委員会（1986）『波賀町史』波賀町、316-317頁。『県営水力電気事業計画概要』の原本は今のところ確認できていない。

(21) 表2にある通り、戦前に建設されたのは4基のみである。

(22) 千種町史編集委員会（1983）『千種町史』千種町、1062-1063頁。

(23) 第5条に「責任電力使用量ハ甲（兵庫県一筆者）ノ発電所平水時発電電力ノ六〇「パーセント」ヲ基礎トシ甲乙協議ノ上一ヶ年ヲ決定シ且之ヲ各月ニ割当ツルモノトス」とある。

表3 関賀部落財政の推移 (1930-57年, 単位:円, 括弧内:%)

	1930	1933	1936	1939	1942	1945	1948	1951	1954	1957
歳入										
繰越金	340 (22.6)	478 (28.4)	322 (21.0)	358 (23.2)	327 (14.7)	2,038 (29.9)	47,153 (23.4)	136,841 (52.3)	180,617 (36.3)	229,246 (42.1)
区費徴収金	596 (39.7)	544 (32.3)	547 (35.8)	543 (35.1)	657 (29.5)	1,085 (15.9)	33,449 (16.6)	43,382 (16.6)	69,648 (14.0)	108,462 (19.9)
共有林からの収入	211 (14.0)	354 (21.0)	137 (9.0)	152 (9.8)	301 (13.5)	892 (13.1)	95,023 (47.2)	35,696 (13.6)	155,340 (31.3)	103,690 (19.1)
村田畑からの収入	163 (10.9)	129 (7.7)	272 (17.8)	216 (14.0)	808 (36.2)	—	1,859 (0.9)	6,466 (2.5)	—	2,450 (0.5)
天役不参金	—	11	—	62	—	119	1,550	3,300	4,200	18,550
補償金	—	—	—	—	—	—	4,856	14,200	26,058	—
その他	191	167	251	214	137	2,687	17,480	21,938	61,211	81,624
合計	1,501	1,684	1,529	1,544	2,230	6,822	201,370	261,823	497,074	544,022
歳出										
協議費	186 (22.2)	230 (23.8)	198 (15.9)	140 (12.7)	396 (30.0)	1,714 (42.5)	18,753 (13.1)	35,707 (23.4)	47,190 (23.1)	77,987 (24.8)
水利費	284 (33.8)	96 (10.0)	242 (19.4)	218 (19.7)	173 (13.1)	404 (10.0)	6,269 (4.4)	22,801 (15.0)	27,796 (13.6)	82,810 (26.3)
共有山費	113 (13.5)	225 (23.2)	137 (11.0)	185 (16.8)	338 (25.6)	273 (6.8)	27,047 (18.9)	24,139 (15.8)	53,994 (26.4)	85,071 (27.0)
神社費	65	134	135	66	95	152	5,906	9,144	10,136	14,090
土木費	51	20	35	105	14	273	610	11,945	5,770	11,650
営繕費	—	—	—	—	48	251	663	4,739	27,178	4,257
臨時費	—	172 (17.7)	361 (28.8)	208 (18.8)	70 (5.3)	498 (12.3)	75,462 (52.7)	17,200 (11.3)	25,363 (12.4)	13,720 (4.4)
その他	140	92	143	183	186	473	8,425	26,740	7,250	25,310
合計	839	969	1,252	1,105	1,320	4,037	143,134	152,415	204,677	314,895

出典:「昭和二十四年度部落諸費収支決算簿」(21),「昭和拾参年度関賀部落収支決算簿」(34),「昭和十年度部落諸費収支決算簿」(38),「昭和二三年度関賀部落歳入歳出決算書」(44),「歳入歳出簿」(47),「昭和七年度歳入歳出予算書」(50),「昭和二十五年度部落諸費収支決算簿」(52),「昭和八年度部落費決算簿」(56),「昭和二十七年度部落諸費収支決算簿」(60),「昭和二十六年度部落諸費収支決算簿」(61),「昭和十一年度部落諸費収支決算簿」(62),「昭和五年度諸村費決算簿」(63),「昭和六年度部落歳入歳出予算書」(65),「部落収支決算書綴」(72),「昭和十五年度諸村費収支決算簿」(75),「昭和式拾壹年度決算収支明細帳」(108),「昭和式拾年度収支明細帳」(112),「昭和二十二年度関賀部落収支決算書」(120),「昭和九年度部落費決算簿」(167),「昭和十二年度部落諸費収支決算簿」(191),「関賀部落十八年度決算十九年度予算書」(196)より作成。いずれも関賀区有文書。()内は資料番号。

注1:小数点以下は四捨五入した。

注2:歳入の費目は,筆者の判断で分類したもの。

た⁽²⁴⁾。こうして始まった県営水電は「成績がすこぶる良好」で⁽²⁵⁾,第二期事業へと歩みを進めることになったのである。

以上から,1920年代の県営水電は,電力事業の「公共的性格」を担うために開始され,民間企

(24) 以上,契約内容に関しては注(21)前掲「継続費,起債許可稟請書:水力電気事業建設費継続費設定理由書」。

(25) 「県のお台所へ十六万円を産み出す 自信ができた県営水電 昨今の日照りでも発電所の水は豊富」『大阪朝日新聞』1927年8月10日,神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫・電気工業(12-191)。

表4 戦前の山林会計（単位：円）

	1926	1927	1928	1929
歳入				
売却金	3,698	1,410	10,060	323
利子		178	454	192
合計	3,698	1,588	10,514	514
歳出				
分配金		1,720	5,641	
事変費			405	117
入札費用	76	38	272	
その他		99	1,690	370
合計	76	1,858	8,008	487

出典：「昭和拾四年度日支事変費」(23)、「歳入歳出簿」(47)、「収支明細帳」(112)、「山林台帳」(203)、「契約書綴」(283)より作成。いずれも閩賀区有文書。()内は資料番号。

注1：小数点以下は四捨五入した。

業が乗り出しづらい奥地山間部へ進出していた。他方で、姫路水電との契約から、①配電部門には進出せず発送電を主たる事業としていたこと、②電力販売は好成績を上げ、兵庫県財政に寄与していたであろうことがわかる⁽²⁶⁾。

(3) 山間村落と水利

山間村落の住民は、農業以外にも、鮎漁や筏流しなど、河川との多様な関わりを有していた。だが、史料の制約上、これらについては実態が不明なものが多い。ここでは、戦前から戦時期における山間村落と水利について、部落財政の分析からわかることを読み取ってきたい。

分析に移る前に、本節で使用する史料について留意点を述べておく。表3は、史料が残存する1930年以降の部落財政歳入出決算を示したもので、筆者が全項目を入力し、再集計したものである。歳入と歳出の差が次年度の繰越金と一致しない年が多いという問題点はあるものの、その差は少額であるため、大まかな傾向を読み取るのに支障はないと判断した。また、閩賀の部落財政では、共有林の立木を売買した際に多額の収入が発生し、一般会計とは別個に会計が作られるため、それらを山林会計として表4に示している⁽²⁷⁾。

まず、この時期の一般会計は、歳入の合計が1,500円程度で、区費徴収金、共有林からの収入、村田畑からの収入が主な収入源であった⁽²⁸⁾。これに対し、歳出は毎年1,000円前後で、協議費、水利費、共有山費、臨時費が大きな割合を占める。次に、表4から戦前の山林会計についてみると、1920年代後半に立木の売買が集中しており、部落住民への分配金と、出征兵士への饒別等からな

(26) 県営の電気事業が県の自主財源として一定の意味を持った点は、注(14)前掲西野でも指摘されている。

(27) この時期の閩賀部落財政に「山林会計」という名称の会計は存在せず、表4は、それぞれ異なるいくつかの帳簿を集計して作成したものである。共有林の立木を売買した際に生じる収益の用途には一定の傾向が存在したため、それらをまとめて示すことは、部落財政を分析する上で適切だと判断した。

(28) 共有林からの収入は、住民が放牧や雑木・芝草採取をするために部落に納める使用料によるものが主である。村田畑からの収入は、部落所有として扱われている耕地で小作をする農家から徴収する小作料で、小作は1940年に26世帯存在した。「昭和貳拾壹年度 部落所有田畑雑地年貢取立帳」(閩賀区有文書53)。

表5 一般会計における水利費と土木費の詳細（1930-58年，単位：円）

	1930	1932	1934	1936	1938	1940	1942	1944	1946	1948
井堰関係費	130	189	21	56	55	18	4	74	780	1,223
本田井堰	—	35	—	—	8	8	2	74	60	420
荒井井堰	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
河原井堰	13	70	—	—	—	7	—	—	—	—
その他	112	83	21	56	48	0	2	—	720	803
水路関係費	27	28	30	27	24	90	24	142	—	—
橋梁関係費	23	31	—	4	8	3	14	3	—	200
道路関係費	7	9	—	12	7	7	—	29	—	—
	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
井堰関係費	4,725	8,900	12,386	11,830	8,700	17,720	10,595	7,805	8,370	5,680
本田井堰	—	—	—	—	—	—	—	3,550	—	—
荒井井堰	—	—	7,450	8,125	3,900	—	8,100	—	—	—
河原井堰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4,725	8,900	4,936	3,705	4,800	17,720	2,495	4,255	8,370	5,680
水路関係費	—	—	6,525	—	5,185	2,355	3,360	2,105	2,060	2,178
橋梁関係費	5,225	3,620	565	4,040	5,360	1,990	11,910	2,502	1,550	3,124
道路関係費	1,200	—	—	3,600	3,750	—	—	13,500	9,900	9,475

出典：表3に同じ。

注1：小数点以下は四捨五入した。

る事変費に充てられていたことがわかる。

続いて、水利についてみていきたい。表5は、一般会計中の水利費と土木費の詳細を示しており、費目を井堰、水路、橋梁、道路に分類してある。ここから、戦前には、道路や橋梁に比べて井堰や水路の管理に多くの支出が生じていたことがわかる。後述するように閼賀では、灌漑利用のため揖保川から取水する井堰の管理が重要であった。ここでは、本田井堰の管理費用に特に多くの費用がかかっていた点を指摘しておきたい。

以上、本節では、兵庫県における水力発電所建設が当初は民間企業に主導され、1920年代に遅れて開始された県営水電事業は、発電に重点を置いて好成績を取っていたことを指摘した。また、戦前の閼賀部落と河川の関わりとして、部落負担による井堰改修費が多かったことを明らかにした。次節では、閼賀の水利権に直接影響を及ぼす県営水力発電所建設の過程と、補償をめぐる利害調整交渉についてみていく。

2 恐慌期から戦時期の河川開発⁽²⁹⁾

上述したように、1920年代の兵庫県では、山間部での電源開発が進展し、その影響は宍粟郡に

(29) 本節では、特に断りのない限り「契約書綴」（閼賀区有文書283）に綴じられている県営水電に関する史料に依拠して叙述する。

表 6 建設後の地域経済の変動

土地市場		労働市場	
耕地面積	1935年 333町 → 39年 205町	日鉄社員	1939年 1,730人 → 45年 12,231人
所有権売買	1937年 74件 → 38年 133件	広村人口	1935年 2,463人 → 39年 13,000人
うち村外移動	1937年 27件 → 38年 50件	総農家数	1936年 370戸 → 39年 298戸
反当地価	1937年 300円 → 42年 7,500円	専業農家率	1936年 87.8% → 39年 30.2%
作離料の定着	反当 100 ~ 225円	職工比率 (1939年)	0.6人 / 農家一戸

出典：注 (5) 前掲岡田知弘 (1989) 『日本資本主義と農村開発』 214 頁，表 7-5 を改変した。

も及んでいた。本節では、戦時期における河川開発として、県営水電による発電所建設過程と、それに伴い県と町村の間で繰り上げられた補償内容をめぐる交渉について検討する。

(1) 播磨地域の工業化と県営水力電気事業

戦前の播磨地域の工業化については、先行研究によって既にその実態が明らかにされている⁽³⁰⁾。日本製鉄広畑製鉄所を代表に、1930年代後半以降次々に工場が建設され、農地買収や労働市場の急激な変化が生み出されていた。広畑製鉄所建設以前と以後の経済的变化を示した表6は、製鉄所が建設された広畑町でいかに急速に工業化・都市化が進んだのかを端的に示している。これに対して本稿が明らかにするのは、こうした臨海部の都市化・工業化が後背に位置する農山村にどのような影響を及ぼしたのかである。まずは、当該期の兵庫県による揖保川の河川開発についてみていきたい。

上述したように、1920年代の県営水電は、電力を民間企業に販売することを目的としていた。ところが、戦時期には、播磨地域の工業化との関係でその目的が変化していたことが、1940年に作成された「水力電気事業ノ施行ヲ必要トスル理由」という史料から確認できる⁽³¹⁾。

電力ハ水ト共ニ工業発達ノ重大要素ニシテ之カ供給ノ円滑如何ハ直ニ其ノ興隆躍進ニ至大ノ影響ヲ及ホスハ言ヲ俟タス。

本県播州海岸地帯ハ輒近各種工場ノ建設相踵キ今後益々工業的發展ヲ来スヘキ趨勢ニ在リ又一面近在一般ニ電力ノ需要頓ニ増加シ之カ不足ヲ告クル実状ナリ是等ノ情勢ヲ綜合考察スルトキ播州方面ノ近傍ニ電力ヲ求ムルハ自然ノ要求ニシテ縣ニ於テハ従来種々攻究セル所ナリ。

播磨地域沿岸部で進展した工業化は、電力需要を増大させ、それを補うものとして県営水電が位置づけられている。具体的には、発電所の新設と、既設発電所の改良によって発電力を増加させる計画であった⁽³²⁾。本節で扱う安積発電所については「前記貯水堰堤ノ設置ニ伴ヒ常時一定水量ノ保

(30) 注 (5) 前掲岡田，注 (3) 前掲水内。

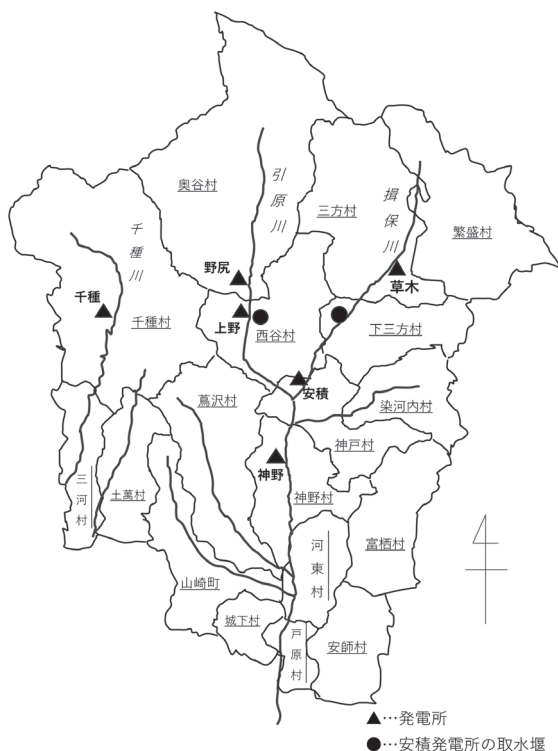
(31) 注 (21) 前掲「継続費，起債許可稟請書：水力電気事業建設費継続費設定理由書」。

(32) 新設する予定であった発電所とは、引原川上流の原発電所を指すが、建設は戦前には進まず戦後に持ち越され、1958年に運転開始している。兵庫県史編集委員会 (1967) 『兵庫県百年史』 兵庫県，984 頁。

有ニ依リ設備ニ変更ヲ加フルコトナク」発電力を増加させようとしていた⁽³³⁾。「前記貯水堰堤」というのは、引原川上流部に貯水池を設けることを指しており、貯水池は工業用水確保を企図した揖保川河水統制事業によって築造される予定であった⁽³⁴⁾。つまり、戦時期には揖保川の河水統制事業と県営水電事業が連携する形で、播磨地域沿岸部の工業化を下支えしようとしていたのである⁽³⁵⁾。以下、やや時期を遡るが、この一端を担った安積発電所の建設過程をみていきたい。

(2) 発電所建設までの経緯

図1 宍粟郡内の発電所



出典) 兵庫県農地林務部編 (1954) 『兵庫の林業』の図版 (兵庫県主要河川山嶽図) を参考に筆者が作成した。

(33) 注 (21) 前掲「継続費，起債許可稟請書：水力電気事業建設費継続費設定理由書」。

(34) この貯水池は音水谷に設置される計画となっており、引原（音水）ダムのことを指していると思われる。「記載許可申請書 (2 / 2) : (河水統制事業費) 揖保川河水統制事業を必要とする理由」兵庫県公館県政資料館所蔵。引原ダムは1957年に竣工され、建設によって埋没した引原村の住民は、移転を余儀なくされた。これらの経緯については、当時引原村に在住していた寺本真吾氏が2009年に作成した『湖底の村——播磨国宍粟郡引原村歴史』に詳しい。

(35) ただし、戦前において宍粟郡内の水力発電所から姫路方面への送電が実際に実現していたのかは確認できていない。

県営水電の一期工事は1920年代に実施され、千種、上野、野尻の3発電所を完成させていた⁽³⁶⁾。その位置関係は、図1に示す通りである。こうした中、1920年に民間企業によって、安積部落に発電所を建設する計画が持ち上がった。この計画は「財界ノ変動ニ伴ヒ」中止されたが、姫路水電が事業を継承し、用地交渉等もおおよそ完了していた⁽³⁷⁾。ところが、兵庫県から地元町村へ、姫路水電による事業を中止し、発電所建設を県営事業として実施するよう依頼があった。これに対して、下三方村と神戸村は「県ニ於テ起工サル、ヲ安全ナリ」と判断し、安積発電所の建設は兵庫県に委ねられることとなった。かくして、民間企業によって計画されていた安積発電所の建設は、なかば強引に割って入った兵庫県によって実施されることとなったが、建設事業は思わぬ展開をみせることになる⁽³⁸⁾。

時期は不明だが、地元側は「其後県ヨリ何等ノ沙汰無之」状態が続いたため、「若シ県ニ起工サレズバ姫路水力ニ許可セラレ度」と陳情をおこなっていた。つまり、事業を継承した兵庫県による建設計画は、放置されていたのである。これに対して兵庫県は、「時期ハ不明ナルモ県ニ於テ起工スルコトハ確實ナルヲ以テ地元ニテハ此際余リ騒ガズ待ツベシ」と一方的な返答をしている。

漸く事業が動き出したのは、1935年のことであった。1934年に県会で事業案が可決され、1935年1月より測量調査が開始されたのである。この時点で、最初に発電所建設計画が浮上した1920年から既に15年が経過していた⁽³⁹⁾。

(3) 地元側からの陳情

ここで、図1を用いながら安積発電所に関する説明をしておきたい。安積発電所は、貯水施設を持たない水路式発電所で、県内の他の水力発電所と比べて圧倒的に出力が大きい点に特徴があった。高出力の要因は、引原川と揖保川の両河川から引水することで、豊富な水量を利用できる環境にあったことだろう。だが、裏を返せば、それほど広域にわたり在来の水利秩序に多大な影響を及ぼすことも意味していた⁽⁴⁰⁾。安積発電所の放水路は、発電所の目の前にあるため、図1に示す取水堰から引原川と揖保川が合流する地点までは水量が減少し、農業用水等に影響を及ぼしていたのである。

(36) 注(20)前掲波賀町誌編集委員会、317頁。

(37) 関賀区有文書には、姫路水電と交わした1924年12月14日付けの電柱建設用敷地借用書(関賀区有文書145-4)が残されていることから、事業主体が兵庫県に移ったのは1925年以降だと考えられる。

(38) 兵庫県が継承した姫路水電の安積発電所建設計画は、当初兵庫県が想定していたものと異なる可能性がある。兵庫県が、1920年段階で想定していた県営水力発電所建設候補地の中には関賀が存在し、最大発電力は331kwとなっている。注(20)前掲波賀町誌編集委員会、316頁。これに対して、実際に建設された発電所は安積に立地し、最大発電力は5,000kwと非常に大きい。

(39) 表2からわかるように、安積発電所の建設時期は、第一期事業の実施時期からかなり遅れている。野尻・上野発電所完成後の新聞報道では「そしてアトの発電所竣工はズット先へ延びるそうだとされており、第二期事業の開始まで時間がかかることは予想されていた。1930年代においては、恐慌による財政難の影響も考えられるが、詳細は不明である。「千種川の第七号県営発電所竣工 第五、六も近いうち」『大阪朝日新聞』1925年7月4日、神戸大学経済経営研究所、新聞記事文庫・電気工業(11-085)。

(40) 図1からわかる通り、安積発電所の引水によって水量が減少する区間は、神戸村、西谷村、下三方村の3か村に及んでいた。

以上のような状況にあったにもかかわらず、建設開始当初、兵庫県から地元への補償に関する交渉が持ちかけられたことはなかった。そこで1935年8月に地元3か村（神戸村、西谷村、下三方村）は、連名で陳情書を作成し兵庫県に補償を求めた。具体的には、①「既得權益ノ確保」②「交付金ノ下付」③「時局匡救ノ目的ヲ併セ達成スベク地方民ヲ使役」⁽⁴¹⁾に関する要求を掲げている。以下、詳しくみていきたい。

①の中身は、「灌漑用水ニ関スル設備」や「流筏路ノ改築」「魚道設備」「堰堤ノ設定ニ伴ヒ洪水ノ際兩岸ノ氾濫セザル様予防設備」といった施設要求の他、「飲料水ノ枯渇及宅地又ハ耕地ノ湿地トナル虞」や渇水時に十分な水量を確保することの保障を求めるものであり、日々の生活や生業を送る上での要求となっている。

これに加えて、②では「一時交付金十万円」と、「毎年度交付金」として「工事完成後県債償還済ニ至ルマデ毎年金一万二千元宛」「県債償還後ハ本事業純益金ノ百分ノ六」を要求している。この項目では、交付金を要求する理由が詳しく述べられている。例えば、水量の減少が筏流しの実施を困難にすることに対して、「山林価格低下ニヨル損害ノ如キ其ノ関係面積莫大ニシテ到底計リ知ルベカラザルモノアリテ一時ノ補償金等ニヨリテ補ヒ得ベキモノ」ではないため「各年毎ニ相当ノ交付金ヲ必要トス」というように、基幹産業であった林業と関係付けられている。また「民間営利業者ガ事業ヲ経営セントスル場合」は「協定ニヨリ多額ノ交付金」が想定され、実際「曾テ他ノ営利業者ガ水力電気事業ノ経営ヲ計画シタル際大体ニ於テ満足シ得ベキ契約ヲ締結」していたし、「加之民間営業ナラバ相当課税ノ途モ有之ニ今回ノ事業ガ偶々県営トナルガ故ニ何等収入ノ途ナシトセバ不合理極マル結果トナルベシ」と述べ、県営事業で実施されるために生じる不利益が訴えられている。

行政村から陳情書が提出された2か月後の10月14日には、閩賀部落も単独で陳情書を作成し、神戸村へ提出している。「我々関係部落民ノ永代受ケル損害ハ仄聞スル村当局ノ御考へ以上ニ有之」という書き出しからは、行政村による陳情書を批判する意図が感じられる。内容は、灌漑用水や流筏に関してなど、先の陳情書と重なる部分も多いものの、部落独自の主張も展開されている。例えば、魚漁は「副食物ノ自給自足ヲ計」る役割がある一方で、「誤樂機関ノ施設ノ乏シキ」農山村における貴重な娯楽であったという点など、日々の生活に即した視点から水力発電所建設による影響が懸念されている。

(4) 補償内容をめぐる交渉

地元からの要請をきっかけに交渉を重ねた結果、1936年3月29日に県との間で「仮覚書」が締結された。「灌漑用水ニ付テハ発電用引水ノ為絶対ニ之ヲ不足セジメザル様優先的ニ之ヲ供給スルコト」や「発電用水路ヨリ分水セル灌漑用水ニシテ水温低下ノ為万一農作物ニ被害アリト認メタルトキハ甲（兵庫県-引用者）ニ於テ適当ノ方法ヲ講ズルコト」が約束され、農業水利に関しては一

(41) この点、1936年8月19日の『大阪朝日新聞』では「二百万円の工事であるから所要人夫は延三十万人を要するが」「時局匡救事業の例に倣い成るべく地元村民を使用せしむる方針である」と報道されている。「三十万人を使用 県営水力電気の拡張愈九月に着工する」『大阪朝日新聞』1936年8月19日、神戸大学経済経営研究所、新聞記事文庫・電気工業（20-023）。

定程度カバーされていた。他方で、補償金については「灌漑用水ノ設備費トシテ甲ノ調査ニ依ル設計ニ基キ金四万九千七百七十二円ヲ甲ハ乙ニ交付」とされたのみで、流筏問題についても補償金額の算出方法と調査方法が示されるにとどまった⁽⁴²⁾。以後は、この流筏に対する補償金額の多寡が最大の争点となっていく。

流筏補償問題については、1936年4月4日に実地調査がおこなわれ、補償金201,702.5円が算出された。この結果に県側は、「意外ニ金額が増大セル」ため譲歩を求め、地元側は「出来得ル限り善意ヲ以テ交渉ニ応スル」と応えた。ところが、県側は「県独断ノ調査数字ニ據ランコトヲ主張」し、先の実地調査により算出された結果をなきものとして扱ったため、交渉は決裂した。この後、小畑虎之助⁽⁴³⁾の斡旋によって再び交渉の場が持たれ、地元側は流筏関係の補償金を114,018円に譲歩することを提案したが、県側は承諾せず、議論は平行線を辿り続けた。

最終的に、1938年12月7日の「覚書」をもって交渉は決着した。「灌漑用水ノ補修設備費トシテ」65,000円、「流筏補償費ノ追加其ノ他一切ノ補償費トシテ」25,000円の交付が決まり、流筏関係の補償金額という点では、当初算出された201,702.5円の8分の1程度まで地元側が妥協する形になっていた⁽⁴⁴⁾。かくして、補償交渉が決着した安積発電所は、1939年4月に運転を開始することとなったのである。

以上、本節では、安積発電所の建設に至る過程と、それに際する地元への補償問題について述べてきた。決着までの過程をみると、「灌漑用水ニ付テハ発電所引水ノ為絶対ニ之ヲ不足セシメサル様優先的ニ供給」することが約束された農業に係る権益は、林業や漁業と比べると、手厚く保護されたように見える⁽⁴⁵⁾。ただし、流水量の多寡が発電所に委ねられたことは、農業水利秩序の不安定化を内包していた。

これに対して流筏補償問題については、最終的に地元側の妥協がみられた。この問題が争点となったのは、木材輸送コストの上昇に加え、筏師の仕事を奪う可能性があったためであろう⁽⁴⁶⁾。そ

(42) 具体的には、「引水ノ為影響ヲ及ボスベキ区域ニ於ケル一箇年木材流量ヲ貨物自動車ニ依ル陸上輸送ニ代フルモノト仮定シ之カ運賃ノ増加差額ヲ根基ト為シ之ヲ年四分ノ利率ニ換算シタル元金ヲ甲ヨリ乙ニ交付シ乙ハ之ヲ以テ山林価値ノ低下ニ対スル林業助成其他産業開発ノ資金ニ充当スルコト」という内容であった。

(43) 小畑虎之助は1894年3月11日生まれ兵庫県宍粟郡神戸村の会社員。1936年の第十九回総選挙で兵庫県第四区から出馬し当選。立憲民政党に所属していた。『第六十九回帝国議会 衆議院議員名簿』。

(44) 1936年8月8日の『神戸新聞』に、流筏補償問題に関する交渉が最近進展し、「流筏権の補償金は県の算定（五万円内外）による分だけを取敢ず地元へ交付」し、「地元要求額約廿五万円の当否については更に実地につき県において再調査をなし、その結果県の算定額が不足であった場合は、不足分を県が交付する」ことで了解が成立したと報道されている。実際に交付されたのか確認する術はないが、仮にこの時点で「五万円内外」が交付されていても、補償金の総額は当初算出された20万円には遠く及ばない。「県営水電の拡張：諒解成って近く着工：流筏権補償問題解決」『神戸新聞』、神戸大学経済経営研究所、新聞記事文庫・電気工業（20-012）。

(45) 最終的に漁業に関する補償はなされなかった。これは、漁業を生業とする人口の少なさに起因するものと思われる。かなり時期を遡るが、明治期の調査によると当時の閩賀は漁民人数2人、掩網類隻数4、手釣類本数2という状況であった。兵庫県立水産試験場（1941）『兵庫県漁業慣行録 淡水漁業之部』、112頁。

(46) 『一宮町史』によれば筏師は河川の水量が減少する灌漑期を除いて1年の3分の2は筏流しの仕事に従事していた。また、「筏師には、名畑・清野・閩賀・嵯峨山」の出身者が多く、閩賀が単独で陳情書を出す一つの背景であったと思われる。一宮町史編集委員会（1985）『一宮町史』宍粟郡一宮町、826頁。

れにもかかわらず補償が不十分に終わった理由を三点述べておく。第一に、当該期は、トラックによる木材輸送もあり筏師が減少していたと考えられ、兵庫県もそのことを見通していただろう⁽⁴⁷⁾。第二に、流筏が水利権として保護されることは、農業水利と比較して一般的ではなかったと考えられ⁽⁴⁸⁾、要求額との隔たりが大きいものの、補償金を獲得できた点は重要な成果であったといえる。第三に、安積発電所が建設された1930年代後半の兵庫県は、播磨地域の他にも県内各地で都市計画事業を実施するなど⁽⁴⁹⁾、工業発展を重視していた。こうした県の姿勢は、開発を進める反面で、農林業などの産業の保護を軽視する姿勢につながったと考えられる。

他方で、流筏労働者の減少がみられた反面、発電所建設によって農山村に雇用が生み出されていた点も見逃せない⁽⁵⁰⁾。当該期の地域開発は、第一次産業から第二次産業への移行という不可逆的な変化を生じさせる一因となったといえよう。

3 戦後の山間村落と水利

戦時期に極度に展開した資源開発は、全国各地の山林を荒廃させ、その影響は、戦後における水害の多発という形で現れた。また、空襲などの直接的な被害にあっていない宍粟郡のような農山村でも、戦時期には多くの世帯が窮乏していた。そこで本節では、戦後の閩賀部落が度重なる水害や、戦時期の窮乏化からどのように復興していったのかを確認する。また、水害への対応を、水力発電所開発によって変容した水利秩序の中でどう実施したのかを明らかにする。

(1) 戦後の部落財政

上述した山林荒廃による水害の発生は、宍粟郡でも生じており、閩賀部落の場合1945年に二度の水害にみまわれ⁽⁵¹⁾、橋の流失や井堰の破損といった被害が生じていた。本項では、こうした水害への対応を部落財政からみていく。

前掲した表3から戦後の部落財政一般会計について検討する。歳入では、第一に、共有林からの収入が増加している。これは木材需要増加に起因するもので、区費徴収金による住民負担の低減を

(47) 揖保川で筏流しがいつまで実施されていたのか、聞き取りなどの記録はあるが、1930-45年頃までの間で一致した見解を確認できない。同上書、注(11)前掲閩賀自治会、中山暁尚(1995)『ふるさと歳時記』。だが、閩賀区有文書中には、戦時木材統制を担った地木社が閩賀沿岸の河原を流筏材の置場として貸借した契約書が残されており、少なくとも戦時期までは僅かでもおこなわれていたと考えられる。注(29)前掲「契約書綴」。

(48) 森實は、通信省発案の「発電水力法案」が、流木水利権を尊重しないものであったことを指摘している。この法案も含め、戦前において水利権について明確に規定する法令は成立しなかった。注(6)前掲森。

(49) 注(32)前掲兵庫県史編集委員会、955頁。

(50) 安積発電所建設によって「工事費二百万円がいまばらまかれて村を黄金で埋めている」という報道もみられた。「もりあがる大播州」『大阪朝日新聞』1937年3月22日、神戸大学経済経営研究所、新聞記事文庫・工業(8-098)。

(51) 1945年9月18日に来襲した台風16号(枕崎台風)と、同年10月10日の台風20号(阿久根台風)による水害だと思われる。国土庁土地局国土調査課(1995)『播磨地域主要水系調査書(揖保川・加古川)』、32頁。

表7 戦後の山林会計と特別会計（単位：円）

会計 種別	主要費目	1946年	1948年	1949年	1950年	1952年	1953年	1956年	1957年
山林会計	歳入								
	売却金	124,455				700,000	3,100,000	270,080	
	合計	124,455				700,000	3,100,000	270,080	
	歳出								
	分配金	56,775				265,600	2,353,000		
	入札費用	774				19,265	11,965	1,790	
	その他	2,939					29,575	6,900	
	一般会計へ繰入								61,390
	炭焼賃	14,962							
	社会基盤整備費	16,184				400,000			200,000
物品購入費	20,000					62,000			
合計	111,633					684,865	2,456,540	8,690	261,390
特別会計	歳入								
	前年度より繰越 補助金	8,906	1,276	14,849	13,255			9,500	
	借入金			500,000	44,000				
	その他	337	3,365	60,000					
	一般会計より繰入							1,917	
	合計	9,243	4,641	574,849	57,255			11,417	
	歳出								
	閔賀橋工事費		4,445					11,417	
	堤防工事費			561,594	57,255				
	井堰修繕費	6,100							
用途不明	8,175								
合計	14,275	4,445	561,594	57,255			11,417		

出典：「昭和二十四年度部落諸費収支決算簿」(21)、「昭和二十五年度部落諸費収支決算簿」(52)、「別途会計決算」(113)、「山林台帳」(208)、「契約書綴」(283)より作成。いずれも閔賀区有文書。()内は資料番号。

注1：歳入出が存在しない年は省略した。

可能にし、また村田畑からの収入減少をカバーしうるものであった⁽⁵²⁾。第二に、戦前に時々みられた天役不参金が常態化している。天役不参金は、無償労働による溝サラエや共有林管理を欠席した世帯が部落に納めるものである。常態化は、家庭内労働力の減少や戸主の労働形態の変化に起因するもので、世帯ごとの天役労働負担の差が表れた結果だと考えられる。これに対して、歳出面にそれほど大きな変化はみられず、水利費の若干の減少と共有山費の微増が確認できる。水利費と土木費の内実について、今一度表5によってみると、敗戦から1950年代にかけて、相対的に井堰費と水利費が減少し、橋梁費と土木費が増加していた。井堰関係費の内訳では、1940年代に本田井堰への支出が多いのに対して、1950年代には荒井井堰の支出が多くなっている。この点は、後述する本田井堰の改修工事と関係する。以上、戦後の一般会計では、水利・土木費は低位に落ち着きつ

(52) 村田畑からの収入減少は、農地改革によって小作地が解放されたためであろう。なお、閔賀全体では平均反別が1943年に2.4反であったのに対し、1950年は3.1反となっている。耕地の狭小さに規定され、農地改革のインパクトはそれほど大きくなかったと考えられる。「一八年協議費一九年水利費取立帳」(閔賀区有文書29)、「協議費賦課徴収書綴」(閔賀区有文書158)。

つも、その内実は戦前と比べ変化していることを確認した。ただし、一般会計における水利費と土木費の少なさは、部落による河川や土地への働きかけが減ったことを意味しているわけではない。そこで次に、山林会計と特別会計についてみていきたい⁽⁵³⁾。

戦後の山林会計と特別会計を示した表7をみると、敗戦翌年の1946年に両会計が活発化している点が目に付く。山林会計の収益は、共有林の立木売却によるもので、この年だけで3件の入札がおこなわれていた。そして、その収益の半分近くは住民へ分配され、また、炭焼賃という名目で雇用機会創出にも使用されていた。社会基盤整備費の内1.3万円余りは特別会計に廻され、これが同年の特別会計の赤字を補填している。特別会計歳入の補助金は、県と行政村による分が歳出中用途不明の閩賀橋工事費に充てられたものと思われ、閩西配電からの補助金は同額が井堰修繕費に使用されている。

1949年と1950年には、50万円の借入と補助金によって堤防工事を実施している。揖保川の中下流部は、1946年に内務省直轄改修河川に指定され治水工事が実施されたのに対して、上流部は「ほとんど無堤に近い状態であった」⁽⁵⁴⁾。しかし、1948・49年にも上流部で河川氾濫は起きており、閩賀では多額の借入をしながらも自力で堤防工事をせざるを得なかったものと思われる⁽⁵⁵⁾。

1950年代に入ると、にわか山林会計は活況を呈しはじめ、分配金や水路工事（1952年）、穀すり発動機購入（1953年）、農道建設（1956年）などに入札金が充当されていた。

本項の検討から、1940年代後半までの閩賀部落財政は、橋梁や井堰、堤防の工事など、セーフティネットとしての役目を帯びていたことがわかった。これに対して1950年代は、社会基盤整備など住民の生活改善を企図した運用が増えていたといえる。

（2） 閩西電力統制下の水利秩序

ここまで、部落財政による水害や戦災への対応についてみてきた。これに対して本項では、安積発電所建設によって変容した水利秩序が、戦後の部落運営にどう影響したのかをみていく。

まず、安積発電所の所管の変遷について述べておこう。安積発電所は、電力統合によって1943年に閩西配電株式会社へ、1951年には閩西電力株式会社へ移管された⁽⁵⁶⁾。このとき、1938年に「兵庫県知事対神戸村長との間に締結した覚書は配電統制令に基き第二次統合により兵庫県より閩西配電株式会社が承継したるものであるから将来兵庫県の申出により閩西電力株式会社が債務引受の手続を完了すべき筋合なること及之に対し神戸村は承諾を与ふべきものなる事を双方之を確認す

(53) 注(27)で述べたように、戦後においても山林会計という名の会計は存在していない。また、特別会計も同様である。ただし、共有林による収益の運用の仕方と、補助金や借入金等の運用の仕方には、それぞれ一定の傾向が認められた。よって前者を山林会計、後者を特別会計として分析している。

(54) 上流部が直轄管理区間に指定されるのは1967年である。兵庫県土木部河川課（1991）『兵庫の河川事業50年のあゆみ』、215-216頁。国土交通省近畿地方整備局姫路工事事務所（2003）『姫路工事事務所のあゆみ』社団法人近畿建設協会、133頁。

(55) 借入金50万円については、帳簿上に「組合ヨリ借入」と記されているのみで、いかなる団体からどのような形式で借入をおこなったのか不明である。また、返済の記録も閩賀区有文書中では確認できない。

(56) 二十五年史編集委員会（1978）『閩西電力二十五年史』閩西電力株式会社。以下、煩雑さを避けるために、引用史料中を除いて閩西配電と閩西電力の双方を「閩西電力」と統一して表記する。

る」⁽⁵⁷⁾とされ、建設時に交わされた契約は関西電力へ継承されていた。つまり、「灌漑用水ニ付テハ発電所引水ノ為絶対ニ之ヲ不足セシメサル様」半永久的に設備の改修などを実施するという、電力会社による農業水利権の「保護」は戦後にも継続されたのである。この「保護」がどのように実施されていたのかを、以下で具体的にみていきたい。

閩賀は、引原川と揖保川の合流地点の西岸に位置しており、農業用水は引原川に設置された3か所の井堰（表5）から取水していた。このうち、農業経営上最も重要な本田井堰は、閩賀北隣の西安積部落に位置し、荒井井堰と河原井堰は閩賀の北端部にあった。

本田井堰は、安積発電所建設時の補償によって「貴社ニ於テ莫大ナル金額ヲ投シ万年コンクリート井堰に改築セラレ」ていた。ところが、「昭和二十年ノ大流水ノ為メ一角ヲ破壊シ爾後コンクリート井堰ノ要ヲナサズ田園灌漑ハモトヨリ其ノ他部面ニ於テ閩賀部落ノ困却筆舌ニ尽スヲ得ス」というように、戦後には水害によって取水に困難を来すようになっており、1949年1月15日に井堰の補修工事を関西電力に嘆願していた⁽⁵⁸⁾。1938年の「覚書」に則って嘆願がなされていたのである。

本田井堰に関しては、1951年6月にも関西電力への陳情が確認できる。以下当時の状況がよくわかる史料なのでみてみよう⁽⁵⁹⁾。

本水門は所用閩賀部落民の長年苦悩を煩して居ります事は、水上みの隣接西安積部落民に開閉を自由に遣れるので、必要量を開き引水して居りましても直ちに閉じら、為めに二三名の入夫を以て一日の内に二回及至三回も開け行かなければ水が出て来ない様な始末で昨今■付当時にても関係当部落民迷惑甚しく、引いては収獲に及ぼす影響も亦大であります様な苦難を忍んできたのであります。

すなわち、本田井堰の水門が、西安積の住民によって勝手に閉じられて困るため、水門の改造工事を陳情しているのである。1949年の嘆願と異なる点は、井堰から取水することが困難になっていたわけではなく、水利に関わる利便性向上を企図した施設改良を要求している点である。戦後の閩賀では、1938年の「覚書」にある「灌漑用水ニ付テハ発電所引水ノ為絶対ニ之ヲ不足セシメサル様」対応するという文言を拡大解釈することで、農業経営上の課題を克服していたのである。

関西電力を利用して農業水利を改善しようとする試みは、水路工事でもおこなわれていた⁽⁶⁰⁾。南北に長い閩賀部落は、中央部がやや高くなっており、南端部まで通水するために「延長約二百米余」の暗渠を利用していた。しかし、それでも南端部の耕地に用水を行き渡らせるのは困難であったため、閩賀部落では当該水路の改修工事を実施することになった。この工事は、「県当局ノ予算不足ノ為延期」されていたが、1952年5月に住民の「一致協力ノ」もとに補助金等によらない「部落事業」として開始された。労働力は「部落総出役」、工費の大半は「関係反別に依り徴集」する

(57) 注(29)前掲「契約書綴」。

(58) 同上。

(59) 「芋畑灌漑用水路工事関係書綴」（閩賀区有文書45）（■は未判読文字：筆者註）。

(60) 以下、この水路工事については、すべて注(59)前掲「芋畑灌漑用水路工事関係書綴」。

という住民への負担を強いるものであった⁽⁶¹⁾。そこで閩賀では、同年9月に関西電力からの補助金獲得を試みている。陳情書では、「県営発電所の建設に判い耕地約四十町歩余は揖保川支流引原川引水の最末端にある為め関係者の苦悩は一方ではありません」と、用水確保が困難な理由を安積発電所建設に求めている⁽⁶²⁾。しかし、この陳情が受け入れられた形跡はなく、最終的には「五ヶ年年賦トシ三拾五万円ヲ神戸村耕地組合ヨリ借入レ」、残額は反別割で徴収したものである。かくして、住民の熱心な働きの結果、翌年6月に工事は完了した。資金面で「相当多額ノ負担ヲ受クル事」となりはしたが、県や関西電力からの補助金が得られずとも水路工事を実施した部落の力量が垣間見える事例だといえよう⁽⁶³⁾。

ここまで見てきたように、戦後の閩賀部落では関西電力による「保護」に依存しつつも、それが望めない場合には自力で水利環境を改善していた。ところが、こうした関西電力との関係は、1954年に突如終わりを告げる。以下、詳しくみていきたい。

本田井堰は、「昭和二十九年九月水害に依り堰体決潰し取水不能の現況となり仮井堰をもって取水している」状態となり、閩賀は関西電力に対し「早急に復旧し関係農家の不便を除去するため」に「昭和十三年二月七日兵庫県と地元代表との間に締結せる覚書に基き工事費の補償」を求めている⁽⁶⁴⁾。この陳情に対して関西電力は、「本復旧工事費の内一金壱百四拾万円を負担する」代わりに、次のような交換条件を閩賀に提示した⁽⁶⁵⁾。①関西電力が毎年払っていた補償料の支払いを停止する、②本田井堰の維持管理は基本的に神戸村が実施し、自然災害によって大修繕が必要な場合は神戸村と関西電力が協議する、③閩賀への灌漑用水に関して更なる分水の要求を神戸村が関西電力に求めることを認めない（但し、異常渇水期には6月15日から7月5日の間のみ通水する）、④これらの項目が1938年の「覚書」と抵触した場合、今回の契約を優先する。

①の補償金は、1938年の「覚書」にはないものだが、部落財政の帳簿上では1947年以降確認でき、1954年を最後に消えている。毎年の補償金がなくなることは、閩賀と関西電力との関係上大きな変化だといえよう。②は、これまでみてきたような閩賀から直接関西電力へ陳情を繰り返す状況を掣肘するものであり、極めて大きな変化である。③は「灌漑用水ニ付テハ発電所引水ノ為絶対ニ之ヲ不足セシメサル様優先的ニ供給スルコト」という1937年の「覚書」と明らかに抵触する内容であるが、④に示される通り新たな契約によって1938年の「覚書」は無効となった。つまり、今回の契約によって、閩賀部落は水量が不足したときにも関西電力に対して主張する権利を失ったのである。前節で述べたように、農業水利権は相対的に発電水利権に対してその権益を保障されてきたし、新たな契約下でも行政村を通して交渉する術は残されていた。しかしながら、この契約内容は、明らかに閩賀部落の農業水利権を大きく後退させるものであったといえよう。

(61) 「関係反別に依り徴集」とあるが、計画書に記載された工事による受益面積は閩賀の耕地面積の合計と等しい25町歩となっている。このことから、ほとんどの住民が所有耕地面積に応じて費用を負担したものである。

(62) 「耕地約四十町歩」というのは、陳情に際して誇張して書かれたものだと考えられる。

(63) 事業計画書に基づいて計算すると、事業予算676,000円の65%にあたる439,400円が関係反別によって徴収されたことになる。1950年時点で各世帯から徴収する協議費の合計は43,502円であるから、各世帯から協議費の10倍の金額を徴収した計算となり、極めて重い負担であったと考えられる。

(64) 注(29)前掲「契約書綴」。

(65) 同上。

おわりに

本稿で明らかにしたことを、先行研究との関わりを踏まえつつ、河川開発と部落運営という二つの視点から整理する。

まず、河川開発については、1920年代から戦時期の兵庫県による県営水電について検討した。その結果、県営水電は、民間企業が進出しづらい奥地山間部の開発を進めた点に意義を有していたが、発電に特化し電力を姫路水電に売り渡す経営形態であったため、民間への安価な電力供給に直接寄与したわけではなかった。むしろ、姫路水電との契約内容や当時の新聞報道からは、県財政への寄与を目的とする利益志向性も見出せた。

これに対して1930年代後半は、播磨地域の工業化に対応して、工業地帯への電力供給を視野に入れた開発が進められた。こうした中で建設された安積発電所によって農林業が被る不利益は、設備改築や金銭補償によって一定程度カバーされた。しかし、率先して工業化を推進していた兵庫県の姿勢は、流筏補償が地元側の要求より大幅に少ないものとなったことにみる如く、農林業に対する補償を不十分なものにさせる傾向を生み出したといえよう。

他方で、発電所建設時に結ばれた覚書では、農業水利権の「保護」が約束され、戦後の閩賀は、「保護」の内実を拡大解釈することで生活環境の改善を図ることに一定程度成功していた。ただし、1954年の再契約において「保護」が関西電力によって放棄されたことからわかるように、発電所の一存に左右される農業水利権は極めて不安定なものであった。

安積発電所の事例からみると、水力電源開発の公正さを強調する浅野、荻山らの研究は、発電所建設時の利害調整のみから開発の評価を下す点に問題があると考えられる。戦後に権益を後退させた閩賀の事例は、開発以後の地域社会の実態まで踏まえて評価すべきであることを示唆している⁽⁶⁶⁾。

次に、部落運営について述べたい。本稿では、戦前・戦時・戦後の閩賀における部落運営について、特に河川との関わりから論じた。戦前から戦時期の部落財政では、水利土木関係費が一定の比重を占め、それらの財政負担を住民からの徴収金や共有林などの自主財源によって賄っていた。

これに対して戦後の部落財政は、共有林や住民からの徴収金をベースにしつつも、補助金や借入金等の外部資金を駆使して水害からの復興や社会基盤整備を実施していた。また、1938年の覚書に基づく農業水利権の「保護」を拡大解釈することによって、農業経営基盤の整備も成し遂げていた。水路工事の事例にみるように、外部財源の取得が困難な場合には、自力で農業インフラの改修を試みるという、戦前以来の部落運営の在り方が消滅したわけではなかった。しかし、戦後の部落運営の特質は、補助金や補償といった形で、外部資金を導入して様々な事業を実施した点にあるだろう。このような部落運営の変化は、閩賀の場合、戦時期の安積発電所建設によって生じた農業水利権の「保護」による影響が大きかったようにみえる。つまり、恐慌期から戦時期の開発が、部落

(66) また、浅野、荻山らの研究は、いずれも長野県を対象としており、兵庫県を対象とする本研究からは、河川利用の許認可権を持つ県の姿勢に違いが感じられた。河川開発のありようは、開発主体の性質や都道府県の姿勢を踏まえて評価する必要があるだろう。

財政に外部資金を流入させる契機となっていたのである。この点、行政村と部落の関係の歴史的变化を明らかにした大石嘉一郎らは、恐慌期の時局匡救事業を契機として、部落運営に補助金などの外部資金が流入し、財政運営が変化したことを明らかにしている⁽⁶⁷⁾。これに対して本論は、播磨地域の都市化に対応した農山村の電源開発が、部落運営を変質させる契機となったことを明らかにしたとえている⁽⁶⁸⁾。ただし、先に指摘した通り、関西電力から外部資金を獲得する方法は、永続するものではなかった。現代的行財政運営下における本格的な部落運営の変化は、恐らく1960年代の農林業構造改善事業などに対応して確立すると考えられる⁽⁶⁹⁾。

（はせがわ・たつろう 一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程／大原社会問題研究所環境アーカイブズ
リサーチ・アシスタント）

(67) 大石嘉一郎、西田美昭編著（1991）『近代日本の行政村——長野県埴科郡五加村の研究』日本経済評論社。部落を対象とした歴史研究については、坂口正彦による研究史整理が優れている。坂口正彦（2014）『近現代日本の村と政策——長野県下伊那地方 1910～60年代』日本経済評論社。

(68) 本稿では詳しく論じることができなかったが、発電所建設のような開発が、戦前の農山村内労働市場に与えた影響は大きかったと思われる。具体的にいえば、第一次産業人口を減少させ、第二次産業人口を増加させる一因となったと思われ、表1の給与所得者や日雇労働者を増加させたであろうことは想像に難くない。

(69) 高度成長期の部落運営については、別稿にて検討する予定である。